

官報

号外 昭和二十五年三月九日

第七回参議院會議録第二十五号

昭和二十五年三月八日(水曜日)午前十時二十九分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十五年三月八日

午前十時開議

- 第一 兩院法規委員の選挙
- 第二 彈劾裁判所裁判員兼任の件
- 第三 海外移住組合法の廃止に関する法律案(内閣提出)

- 第四 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案(内閣提出)
- 第五 栄養立法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第六 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第八 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 農会津貼合開免費国庫補助に関する請願(委員長報告)

- 第一〇 国道第十号線中吹浦地区

官報号外 昭和二十五年三月九日

参議院會議録第二十五号 議長の報告

改修工事施行に関する請願

- 第一一 天竜川改修工事費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)
- 第一二 建築士法制定に関する請願(委員長報告)
- 第一三 番匠川上流地域の災害復旧費国庫補助に関する請願(委員長報告)
- 第一四 荒尾市海岸、大島川堤防補強復旧工事費国庫補助に関する請願(委員長報告)
- 第一五 県道都井岬福島線改修工事費国庫補助に関する請願(委員長報告)
- 第一六 国道第三号線中一部改修工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第一七 砂押川改修工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第一八 北海道の道路費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)
- 第一九 杉田川改修工事に関する請願(委員長報告)
- 第二〇 島原半島循環道路実現に関する請願(委員長報告)
- 第二一 南会津街道開通促進に関する請願(委員長報告)
- 第二二 北海道の地方費道中金山

特トネル工事施行に関する請願

- 第二三 南海地震による飲料水被害地区の水道施設および下水道改修の請願(二件)(委員長報告)
- 第二四 県道島地鹿野線中一部改修工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第二五 夏川堤防岩手県側補強工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第二六 新倉、奈良田間道路改修工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第二七 大淀川上流支川の改修工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第二八 由良川河水統制えん堤工事再開および改修工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第二九 北上川前次町沿岸地域の護岸工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三〇 アーソン台風による災害復旧費国庫補助に関する請願(委員長報告)
- 第三一 北上川見前村地区護岸工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三二 九州地方海岸堤防改修工

事實国庫補助増額に関する請願

- 第三三 吉井川上流護岸防災工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三四 梶並川堤防改修工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三五 岡山県下の各河川砂防工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三六 京福道路改良工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第三七 北上川前次町地域の護岸工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第三八 準地方費道江笠岩内線中一部路線変更開きに関する請願(委員長報告)
- 第三九 吉井川支流宮川の治水工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第四〇 吉井川津山市地区の護岸工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第四一 木屋川ダム建設工事再開に関する請願(委員長報告)
- 第四二 国道第四号線中古河町、新郷村間補強工事施行に関する請願(委員長報告)
- 第四三 揖斐川堤防補強工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第四四 藪川改修工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第四五 戦災都市復興事業促進に関する請願(委員長報告)
- 第四六 災害復旧工事促進に関する請願(委員長報告)
- 第四七 道路改良補修費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

○議長(佐藤四郎) 議長の報告は朗読を省略いたします。

一昨六日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
農業改良助長法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。
失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止することを議決した雪害地方の軽減および課税方法改善に関する請願外六十件の請願及び水品、めものならびにその製品に対する物品税率変更の陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

度量衡器の検査に関する質問主意書 (油井賢太郎君提出)
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 中村 正雄君
議院運営委員 河野 正夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
決算委員 河野 正夫君

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
同日内閣総理大臣から賠償政務次官寺島隆太郎君外一名(前掲議長承認の通り)を第七回国会政府委員に指名した旨の通知書を受領した。

賠償政務次官 寺島隆太郎君
電気通信政務次官 園司 安正君
同日内閣総理大臣から賠償政務次官寺島隆太郎君外一名(前掲議長承認の通り)を第七回国会政府委員に指名した旨の通知書を受領した。

公聴会開会承認要求書
一、事件の名称 商法の一部を改正する法律案(予備審査)
一、公聴会の問題 商法の一部を改正する法律案について
一、公聴会の月日 昭和二十五年三月十六日、十七日
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年三月三日
法務委員長 伊藤 修
参議院議長佐藤尚武殿
昨七日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案 農林委員会に付託
社会保険制度審議会設置法の一部を改正する法律案
日本国憲法第八條の規定による議決案 内閣委員会に付託
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、電気試験所願本支所設置に關し承認を求めるとの件
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めるとの件
通商産業委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

羽仁 五郎君
西園寺公一君
千葉 信君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

海外移住組合法の廃止に関する法律

第一條 海外移住組合法（昭和二年法律第二十五号）は、廃止する。

第二條 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第九條第六号の次に次の一号を加える。

七 海外移住組合法（昭和二年法律第二十五号）第十四條

第三條 海外移住組合法廃止の際現に存する海外移住組合又は海外移住組合連合会は、その時において解散するものとし、同法の規定は、解散法人たる海外移住組合又は海外移住組合連合会の清算に必要な範囲内においては、なお、その効力を有する。

附則

1 この法律中第一條及び第三條の規定は昭和二十五年五月一日から、その他の規定は公布の日から、施行する。但し、改正後の消費生活協同組合法第九條第七号の規定は、罰則に関する部分を除き、消費生活協同組合法施行の日から適用する。

2 この法律施行前（第三條の海外移住組合又は海外移住組合連合会については、同條の規定により効力を有する海外移住組合法の規定の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、海外移住組合法は、この法律施行後（第三條の海外移住組合又は海外移住組合連合会については、同條の規定により効力を有する海外移住組合法

の規定の失効後）においても、なお、その効力を有する。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

國が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

右

昭和三十五年二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

國が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案

國が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律

（この法律の目的）

第一條 國が有償で譲渡した物件（以下「拂下物件」という。）が、略奪品として没収された場合の措置に関する法律は、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二條 この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第一條に規定する物という。

（収納代金相当額の金銭の支拂）

第三條 政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を國から取得し、且つ、没収された者に対して、國が当該物件の対価として収納した代金（以下「収納代金」という。）に相当する額の金銭を支拂うものとする。

2 拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を國から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して収納代金に相当する額の金銭を支拂うことができる。

3 没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官の指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は適用しない。

（申請の手続）

第四條 前條の規定により収納代金に相当する額の金銭の支拂を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれらの事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日（この法律施行前の没収に係る場合にあつては、この法律施行の日から百二十日）以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該物件の譲渡の当事者となつた國の機關の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所所在地

二 前号の譲渡の時以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所所在地

三 当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令
四 申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと
五 前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。
（都道府県知事の調査）
第五條 都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実と合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果とともに賠償庁長官に送付しなければならない。

（賠償庁長官の審査確認）
第六條 賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基づいて申請書に記載された事項が事実と合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を經由して申請者に通知しなければならない。

（申請書の再提出）
第七條 前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、賠償庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定（申請書の提出期限に関する部分を除く。）に準じて申請書を再提出することができる。

（支拂の請求）
第八條 第六條第一項の規定により賠償庁長官の確認の通知を受けた申請者は、その確認の通知書を提示して、当該都道府県知事に対し当該物件の収納代金に相当する額の金銭の支拂を請求することができる。

（出訴）
第九條 この法律の規定に基づく賠償庁長官又は都道府県知事の処分は、違法又は錯誤があると認めるときは、裁判所に出訴することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔野田俊作君登壇、拍手〕
○野田俊作君 只今議題となりました二つの法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、海外移住組合法の廃止に関する法律案より御報告いたします。この法律案は昭和二年拓務省時代に制定せられ、今日に至るまで尙存続いたものでありまして、海外移住組合が殆んどその機能を停止してある現状に鑑み、これを廃止したいというのがその提案の理由であります。本法案は極めて簡單なものでありま

て、海外移住組合法の廃止という点と、海外移住組合の清算、罰則等を処理するための準拠法たる消費生活協同組合法に必要な修正をなすことが主な内容であります。

本委員会は本法案審議のため三月三日開会し、質疑、討論の結果、海外移住組合法は、内容から見ても、形式からしても、今日の事態に適當なものでなく、これを廃止することは当然であること、尙、新事態に即応したこの種組合に代るべきものの設置の要否につき政府は篤と考究すべきであるとの意見が開陳せられました。採決の結果、本案は全会一致、政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案であります。この法案の趣旨は、国から有償で拂下げた物件が後になつて略奪品として没収された場合に、先に国庫に収納された代金を返戻しようとするものであります。政府の説明によりますと、本法案の対象となる略奪品の主なるものは、非鉄金属、機械工具、タイプライター、マシン、自動車、図書等で、その金額は一億円以下であるとのことでありあります。

本委員会は、三月三日、本法案も併せて審議いたしました。質疑、討論の結果、国が当初処分し得るものと考へて売却したものを後に至つてこれを無償で没収することは不合理であるから、被没収者に支拂をすることは当然であるとの意見が多く、採決の結果、全会一致、政府原案通り可決いたしました次第であります。

した次第であります。以上報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず海外移住組合法の廃止に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認められます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第五、榮養士法の一部を改正する法律案、日程第六、性病予防法等の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認められます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

昭和二十五年二月二十日 内閣総理大臣 吉田 茂
榮養士法の一部を改正する法律案
榮養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第一号、同條第三項及び第十二條第二項中「一年以上」を「二年以上」に改める。
第二條の次に次の一條を加える。
第二條之二 榮養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に榮養士試験審査会(以下審査会という。)を置く。
審査会は、委員十五人以内で組織する。
審査会に、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
委員は、関係行政機関の職員及び榮養士に關し学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。
審査会に委員の互選による委員長一人を置く。
この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行の際現に従前の第二條第一号及び第二号の規定に該当する者又は同項第一号に規定する養成施設において現に修業中の者でその課程を修了するに至つたものは、第二條の改正規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日まで限り、都道府県知事の免許を受けることができる。
〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕
性病予防法等の一部を改正する法律案
右
昭和三十二年二月二十日 内閣総理大臣 吉田 茂
性病予防法等の一部を改正する法律案
第一條 性病予防法の一部を改正する法律
第二條 癩予防法の一部を改正する法律
第三條 「トラホーム」予防法の一部を改正する法律
第四條 寄生虫病予防法の一部を改正する法律
第五條 伝染病予防法の一部を改正する法律
第六條 旅館業法の一部を改正する法律
第七條 興行場法の一部を改正する法律
第八條 公衆浴場法の一部を改正する法律
第九條 理容師法の一部を改正する法律
第十條 墓地、埋葬等に関する法律の一部を改正する法律
第十一條 食品衛生法の一部を改正する法律
第十二條 屠場法の一部を改正する法律
第十三條 へい黴処理場等に関する法律の一部を改正する法律
第十四條 医療法の一部を改正する法律
第十五條 あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律
附則

第一條 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第八章第三十二條の次に次の一條を加える。
第三十二條之二 第六條、第七條第一項、第十條、第十四條第一項及び第二十二條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基き政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。
2 第十五條第一項中「都道府県知事」とあるのは、前項の市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。但し、第十一條又は第十二條の規定により、都道府県知事が、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該吏員に健康診断をさせた患者については、この限りでない。
3 第十五條第三項中「都道府県知事」とあるのは、第一項の市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。但し、前項の規定により読み替へられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命じた場合に限る。
4 第一項の市にあつては、第七條中「都道府県」とあるのは、「市」と、第二十一條第一項及び第二十五條中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。但し、第一項の規定は

により読み替えられる第十條又は第二項の規定により読み替えられる第十五條第一項の規定により、市長が、医師の健康診断を受け、若しくは受けさせるべきことを命じた場合に限り。

第三條 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス第四條及第十條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第四條第一項中「行政官庁」を「都道府県知事」に、同條第二項中「地方長官」を「都道府県知事」に、「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第五條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第六條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「其ノ費用」を「其ノ費用（第四條第一項第一号ノ檢診ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に、「支出額」を「支出額（第三條第一項ノ治療又ハ第五條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第十條中「行政官庁」を「都道府県知事」に改める。

第四條 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方長官」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス）」に改める。

第三條第一項中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第五條 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

第九條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ前項第一号第四号第五号第六号（汽車又ハ船舶ニ係ルモノヲ除ク）第七号（上水又ハ下水ノ新設改築変更又ハ廃止ニ係ルモノヲ除ク）及第九号ノ事項ハ市長ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第二十四條中「支弁」を「支弁（第十九條第二項ニ關スル諸費ヲ除ク）」に改める。

第二十五條第一項中「支出」の下に「並ニ第十九條第二項ニ關スル」

十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス」に、同條第二項中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県（保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ノ定ムル市ニ在リテハ市長トス第七條ニ於テ之ニ同ジ）」に改める。

第三條 第四條、第六條及び第八條中「地方長官」を「都道府県知事」に改める。

第五條から第七條までの各條中「北海道地方費又ハ府県」を「都道府県」に改める。

第五條中「其ノ費用」を「其ノ費用（第二條ノ健康診断又ハ糞便検査ノ費用ヲ除ク）」に改める。

第七條中「支出額」を「支出額（第四條ノ施設ニ要スル費用ヲ除ク）」に改める。

第五條 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九條に次の一項を加える。

第九條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ前項第一号第四号第五号第六号（汽車又ハ船舶ニ係ルモノヲ除ク）第七号（上水又ハ下水ノ新設改築変更又ハ廃止ニ係ルモノヲ除ク）及第九号ノ事項ハ市長ニ於テ之ヲ施行スルモノトス

第二十四條中「支弁」を「支弁（第十九條第二項ニ關スル諸費ヲ除ク）」に改める。

第二十五條第一項中「支出」の下に「並ニ第十九條第二項ニ關スル」

市ノ支弁」を加える。

第六條 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。

第七條 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。

第八條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條ノ規定ニ基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。

第九條 理容師法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

第十七條の二 第十條（理容師の免許を取り消す場合を除く）、第十一條、第十三條第一項及び第十四條中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとす。

第十條 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十二條の次に次の一條を加える。

第三十二條の二 第十八條及び第十九條（第十條の規定による許可を取り消す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。

第十一條 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「又は都道府県知事」と、都道府県知事又は保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一條の規定に基テ政令で定める市（以下保健所を設置する市という。）の市長に改める。

第十八條第一項の次に次の一項を加える。

保健所を設置する市は、前條第一項の規定により收去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

第十九條第一項中「及び都道府県」を「都道府県及び保健所を設置する市」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県若しくは保健所を設置する市」に、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは保健所を設置する市の市長」に改める。

第二十五條第一項及び第六項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に、同條第二項中「都道府県を」を「都道府県又は保健所を設置する市」に、同條第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に改める。

第二十六條中「都道府県」を「都道府県又は保健所を設置する市」に改める。

第二十八條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所を設置する市の市長」に改める。

第二十九條の二 第二十一條から第二十四條までの各條中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市にあつては、「市長」と読み替へるものとする。但し、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第三十一條第三号中「都道府県知事」を「都道府県知事（第二十九條の二の規定により読み替へられる場合は、市長）」に改める。

第三十二條 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條ノ二 屠畜検査員ハ都道府県及保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ之ヲ置ク

屠畜検査員ハ都道府県又ハ前項ノ市ノ吏員ノ中ヨリ都道府県知

事又ハ同項ノ市ノ市長之ヲ命ズ
前二項に定ムルモノヲ除ク外屠畜検査員ノ資格其他屠畜検査員ニ関シ必要ナル事項ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條中「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。
本則中第十六條の次に次の一條を加える。
第十六條ノ二 第十一條（屠場ノ廃止ヲ命スル場合ヲ除ク）及第十二條中「都道府県知事」トアルハ保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ「市長」ト讀替フモノトス
第十三條 へい、獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。
第十四條 医療法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條の規定に基テ政令で定める市（以下「保健所を設置する市」といふ。）の市長」に改める。
第二十六條第一項中「及び都道府県を、都道府県及び保健所を設置する市」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県若しくは保健所を設置する市」に、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは保健

所を設置する市の市長に改める。
第十五條 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法（昭和二十二年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、市長。次條第二項において同じ。）」に改める。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕
○塚本重蔵君 只今上程になりました榮養士法の一部を改正する法律案並びに性病予防法等の一部を改正する法律案の両法案について、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず、榮養士法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。今回改正せんとする要點の第一の點は、榮養士養成施設の修業年限及び榮養士試験の受験資格として必要な見習期間を二年以上とすることであり、これは現行制度によりますと、榮養士の資格を得るには、厚生大臣の指定いたしました榮養士養成施設において一年以上榮養士たるに必要な知識及び技能を修得するか、又は一年以上榮養士の実務の見習をした後に、厚生大臣の行う榮養士試験に合格しなければならぬことになつておりますが、施行の経緯に鑑みまして、更にこの修業年限及び見習期間を延長し、榮養士の資質の向上を図ることが必要と認めら

れるに至つたからであります。第二の點は、榮養士試験審査会に関する規定を新たに設けることであり、これは榮養士試験の公正を期するためには必要と認められるからであります。以上が榮養士法の一部を改正する法律案の提出理由及び改正の必要であります。本委員会におきましては、三月三日及び七日の両日に亘つて慎重に審議を行なつたのでありますが、その間における質疑応答の内容は速記録によつてこれを御高覧願ふことにいたします。昨七日質疑を終了いたしましたので、討論に入りましたところ、一委員から、本法案により榮養士の知識と資質を向上することは延いて國民の榮養の向上にもなるので、非常に喜びに堪へないが、榮養士の養成においては特に療養所及び病院において賄う患者の食事についても十分の考慮を拂つて頂きたいとの希望意見が述べられました。本案に賛成の意を表されたのであります。かくて討論を終りまして採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に性病予防法等の一部を改正する法律案につきまして、その結果を御報告申し上げます。

先ず本案の提出理由を説明いたします。我が國の公衆衛生に終戦後著しい発達を示して参つておるのでありますが、昭和二十二年の保健所法の改正によりまして、保健所は従来行なつていた指導業務の外に、衛生に関します行政事務をも併せて行うようになり、地方第一線における公衆衛生問題につきましては保健所が責任を持ち、目下着々その成果を挙げようとする努力

いたしておるのであります。これらの保健所は都道府県並びに政令で定める三十の市がこれを設置しており、且つ保健所法の規定によつて都道府県知事又はこれらの市の市長の衛生事務に関する権限を保健所に委任することによりまして、保健所を中心とした衛生行政を実施しておる次第であります。然るに従來の衛生関係の法律におきましては、これら市長の権限について殆んど規定するところがありませんので、現在は地方自治法の規定によりまして、都道府県知事の衛生事務に関する権限の一部をこれらの市の市長に委任することとしたし、その委任の範圍を厚生次官通牒を以て示して来たのであります。併しながらかかる措置によるのみでは、尚行政事務を行う吏員の身分、権限委任に伴います費用の負担の關係等について種々不便がありますので、これを法律で明確に規定することとしたし、性病予防法外公衆衛生關係十四件の法律を改正することとしたのであります。

次に改正案の内容につきましてその大要を申し上げます。第一に、従來都道府県知事の権限に屬する衛生事務のうち全體的考慮を要するもの、その他特殊なもの以外は、これを政令で定める三十の市につきましては、その市長をして行わしめることとし、各法律についてそれらの事項を規定したことであり、第二に、政令で定めらるる市の市長は、その事務を行うために市の吏員の中から食品衛生監視員、環境衛生監視員、屠畜検査員等の職員を任命し得ることとしたし、第三に、これらの市長が行います事務につき

事又ハ同項ノ市ノ市長之ヲ命ズ
前二項に定ムルモノヲ除ク外屠畜検査員ノ資格其他屠畜検査員ニ関シ必要ナル事項ハ省令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條中「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。
本則中第十六條の次に次の一條を加える。
第十六條ノ二 第十一條（屠場ノ廃止ヲ命スル場合ヲ除ク）及第十二條中「都道府県知事」トアルハ保健所法第一條ノ規定ニ基テ政令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ「市長」ト讀替フモノトス
第十三條 へい、獸處理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事（保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條の規定に基テ政令で定める市にあつては、市長）」に改める。
第十四條 医療法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は保健所法（昭和二十二年法律第百一號）第一條の規定に基テ政令で定める市（以下「保健所を設置する市」といふ。）の市長」に改める。
第二十六條第一項中「及び都道府県を、都道府県及び保健所を設置する市」に、同條第二項中「都道府県」を「都道府県若しくは保健所を設置する市」に、「都道府県知事」を「都道府県知事若しくは保健

まして、その市が費用を負担いたしましたときは、国庫よりその市に対して負担金を與えるようにしたいことである。第四に、これらの法律の中の「行政官庁」「地方長官」等の用語を現行の用語に改めたこと等であり、以上の改正によりまして、これらの市に於いての都道府県と市との事務の範囲及び市長の行う事務に伴う費用の負担並びに手数料収入の關係を明瞭にさせ、これらの衛生行政の一層の進達を期してゐる次第であります。以上が本法案の概要であります。

本委員会におきましては、三月三日及び七日の両日に亘つて慎重に審議を行なつたのでありますが、その質疑応答の主なるもの一二を御紹介申し上げます。この法案では、都道府県知事の権限が一部政令で定める市の市長に移管されることになるが、従来これについてよいところも悪いところもあるやうであるが、実際はどうであるかとの質問に対して、一部ではさういふところもあるやうだが、一般にはよく行つておると思ふ、地方自治の精神から言つても逐次こゝういふ事は市に行わせることにするのが適當であると考へておる、その悪いところについては今後

の指導によつて改めて行きたいとの答弁がありました。又現在大都市に教育、消防、警察についての権限を移しておるのであるが、土木建築或いは衛生行政についても全面的に地方に委譲してはどうか、都市にも大小があるが、これらに對して一部だけの権限を移すのか、或いは全面的に移す考へはないか。以上の質問に對しまして、衛生行政については只今の段階では最小限度

市に委譲することにしておるのであるが、実施面においてよく検討して、どの程度委譲すべきかは十二分に論議する必要があると思ふから、よく研究するとの答弁がありました。

以上の質疑応答の後、質疑を終了いたしました。討論に入り、採決に入り、別に御発言もなく、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず榮養士法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に性病予防法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第七、農業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第八、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認められます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長橋本義男君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年三月七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第八十二條を次のように改める。
第八十二條 この章中「行政庁」とあるのは、第五十三條の場合及び「法令に基いてする行政庁の処分」とある場合を除いて、農業共済組合に於いては都道府県知事、農業共済組合連合会に於いては主務大臣とする。但し、農業共済組合連合会に於いて、第七十八條、第七十九條及び第八十條第一項中「行政庁は」とあるのは、都道府県知事を合む。

第八十四條第一項第一号中「及び病害」を「病虫害及び鳥獸害に改め、同項第二号中「畜兒の病害及び風水害、干害、凍害、ひょう害、雪

害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む。)に因る災害に因る桑葉の滅收」を「畜兒の風水害、地震又は噴火に因る災害及び病虫害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む。)に因る災害及び病虫害に因る滅收」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第八十四條第一項第一号の改正規定は、表については、昭和二十五年秋まきのものから適用する。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。但し、第八十四條第一項第一号の改正規定は、表については、昭和二十五年秋まきのものから適用する。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年三月七日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
〔昭和二十三年度及び昭和二十四

年度)を「昭和二十三年度、昭和二十四年度及び昭和二十五年年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔補見義男君登壇、拍手〕

○補見義男君 只今議題となりました二つの案件につきまして、農林委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

現行農業災害補償法は第一国会において制定せられたものでございまして、旧来の農業保険法及び家畜保険法を統合し、且つ農業災害補償制度の強化拡充を図つたものでございまして、法律の目的は、農家が農作物、畜兒及び家畜に於いて不可抗力の災害によつて受ける損失を、保險的機構、即ち各農家は市町村区域の農業共済組合に一定の掛金を拂込んでこれと共済契約を結び、共済組合は都道府県単位の共済組合連合会との間に保險契約を結び、又連合会は政府との間に再保險契約を結び、この保險的機構の運営によりまして損失を填補し、以て農業経営の安定、農業再生産の確保に資すると共に、進んで積極的に災害防止予防等の共同事業によつて損害を未然に防ぎ、或いは被害を最小限に止めんとするものでございまして、而してたまに現行法制制定当時より、御承知のように、連年相次ぐ各地の風水害或いは病害、暖冬異常等によりまして、一面において再保險者たる政府の支出も

少くはなかつたのでございませぬが、農家にとつては、本災害補償制度による共済金によりまして、勿論完全とは言えませんが、相当の損失補償を受け、直接生活費に、或いは次期の農業生産資金の一部として再起の途を講ずることができ、又最近では本制度が農業手形制度の裏打ちとなりまして、金融上にも利用されておる実情であります。併しながら農業災害補償法は、その制定当時から必ずしも完璧なる制度とは言えなかつたことは御承知の通りでございまして、従つてその拡充強化のためには、殆んど毎国会これが修正案が或いは政府より或いは議員提出を以て提案せられて参つたのであります。

今回の改正案の内容は、第一に、共済事故を拡充いたしますために、即ち農作物共済について虫害及び鳥獸害を加へ、畜産共済について、畜産の風水害、地震、噴火による災害及び虫害を加へ、又桑葉の病虫害を加へますと共に、第二に、都道府県知事の権限として、新たに農業共済組合連合会に対する業務報告徴収、会計検査等に関する監督上の権限を加へ、本制度の運営上一層の適正を加へんとするものであります。

委員会の審議に当りましては種々の質疑が行われ、なかんずく災害の国家補償と農民負担軽減の問題が大いに論議せられたのでございまして、即ち低米価政策が強行せられ、又農家経済が近時著しく窮乏を告げて参つた現在、更に又シャウブ勧告を契機として、一般災害復旧全額国庫負担制度が漸次強く前面に押し出されて参つた今日の現状と照応いたしまして、農業災害にお

ける共済事故の拡充は勿論結構ではあるが、問題は同時に農家負担の増進を来たす点についての質疑、及び国庫全額負担要請に關しての論議が活潑に行われ、結論は、この問題は農政上の今後の課題として政府の真剣なる研究問題として後日に残された次第でございまして、詳細は速記録によつて御覽頂きたいと存じます。委員会は三回に亘る審議をいたしました後、昨七日討論採決に付しましたところ、本案は全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

農業災害補償法による共済掛金の負担区分につきましては、現状は大体半分は農民、半分は国家の負担ということになつて運営されておるのであります。現行法の第十二條によりまして、水稲、陸稻及び麦等の主要食糧農作物の共済掛金につきましては、右申述べました国家負担分は食糧管理特別会計がこれを負担し、同特別会計はその負担分を消費者に転嫁するため主要食糧の売渡価格中にこれを繰り込む仕組みとなつておるのであります。併しな

が、別に農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律といふ、この法律が臨時立法として制定せられ、昭和二十三年度及び同二十四年度におきましては、国庫負担金は一般会計から食糧管理特別会計に繰入れられて参つたのであります。今回の改正法案におきましては、明二十五年年度におきましては同様の措置をとらんとするものであります。

元來この消費者負担制度につきましては、現行の農業災害補償法制定当時より、農業災害補償が社会保障の制度であること、及び消費者転嫁が大量課税の性質を有する点に鑑みまして、種種論議をせられたところでございまして、今回の改正法案の審議及び討論に際しましては、速かに現在の臨時立法を恒久立法化することについての要請が委員会の支配の空気でございまして、詳細は速記録によつて御覽願ひたいのでございませぬが、結局本案は、国家財政の見通しの困難なる現状においては臨時的措置も又止むを得ざるものと、將來の検討にこれを委ね、委員会は討論採決の結果、全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。帆足計君。

(帆足計君登壇、拍手)

○帆足計君 我が国における結核患者の数は百五十万と言われております。従いまして五十人に一人或いは十世帯に一人の割合で結核に苦しむ不幸なる患者がいるわけでございます。結核が当人並びに当人の家族並びにその周囲に與える苦痛、及びその治療の長期を要すること、並びにその物質的、精神的苦痛の如何に悲惨なものであるかという点につきましては、同僚議員各位の十分承知せられるところでござい

ます。而も結核の最も恐るべき特質の一つは、それが社会的な疾患であるという点でございます。従いまして、我が国の経済に與えております打撃、結核が我が国に與えております打撃、統計によりまして年間一千万に達する損害を與えておると計算されております。然るが故に、私は結核対策の強化、特にその予防、早期の発見並びに治療の強化は、政府並びに国会が非常なる努力を傾注せねばならぬところの刻下の急務中の急務であると考へるの

でございます。

御承知のごとく結核の死亡率は欧米では今非常に少くなつております。例へばイギリスにおきましては五五、アメリカでは四〇、デンマークでは三〇という数字になりました。もう結核はさのみ重要でない問題になつておるに拘わらず、我が国におきましては更に

一八%という大きな死亡率を示し、世界第一の結核国たるの悲惨なる現状に置かれておるのであります。近年における結核病理学の進歩は幸いにして非常なる進展を示し、第一にはBCGによる免疫の確保、第二には赤沈、レントゲン検査その他の検査によるところの早期発見の可能性、第三には気胸整形手術等によるところの医療法の進歩等によりまして、もはや我々が真剣なる努力をしますならば、これをなくし得るところの見通しを立て得る段階に達しておるのでございます。而もここに更に結核治療につきましての一大福音は、オルフォニアミド剤、ペニシリンに引續きまして、化学療法の一大大進歩といつたしまして、新たにストレプトマイシンを発見し得たということでございます。御承知の通りマイシンは結核に対して必ずしもまだ万能なものではございません。少くとも空洞性の結核並びに慢性の結核は未だ手の届かざるところでございませぬ。併しな

者に對しまして本年度の凡その見通しは、その後若干増加したと存じますが、その御答弁では、大凡輸入が二万人分、生産が一万人分、即ち六十万の適応症に對して僅か二万人の手当しか付かない、二十万の特殊患者に對して僅か二万人分の手当しか付かないというような数字になつております。従いましてマイシンが極度に欠乏いたしておりますために、只今一キニールの④は凡そ一万四、五千円でございまして、それよりも、それが割では十萬円、五、六萬円出しても手に入りかねるような現状でございまして、このような次第でありますので、これが對策は急に急務中の急務でございまして、従いまして當面の對策をいたしましては、先ず第一に輸入に依存する以外に途はなからうと存じます。現在ガリオア資金によりまして若干のものが輸入されておりまして、今後ローガン構想によりましてポンド資金又はドル資金を獲得することができますならば、私は至急に輸入を増加して頂きたいと存じます。國民は一年のうちコーヒ一茶碗一杯の砂糖を節約しても、各國民が一個のパンを節約しても、その節約した為替資金を以ちまして二十万の患者を救うことに、私は少しの御異存もなからうと考へております。第二にはマイシンの生産確保のために直ちに準備し生産を開始する必要でございまして、由來我が國は濃度が高く、微生物の化学に適している國でございまして、皆さん御承知のように、ペニシリ

日御休職の通りでございまして、ペニシリのごときも、すでにその品質、価格におきまして、もはや國際水準に近付き得るところまで到達いたしまして、併しなからストレプトマイシンの生産の特色はペニシリと違ひまして、極めて大規模の設備を必要とするというところでございまして、只今技術者の方々の見限りでは、この設備に一社当り概ね一億乃至一億五千萬円の設備資金を必要とするということになつております。而も化学生産の特色として少くも二年くらいはコストが高い。従いまして、このようなストレプトマイシンの生産を請け付けますためには、どういたしまして、一定期間の保護育成政策を必要とする現状でございまして、このような意味におきまして、私は政府當局がストレプトマイシンの生産確保の重要性をよく御認識なされ、こゝに人命に關する重要國策の一環として、將來の輸入ということも併せ考慮しつつ、業界が即ち生産者が合理的條件の下に安心して生産に着手し、即ち準備し、生産を開始し得るような條件を作ることが國としての責任であると存じます。

このための條件をいたしまして私共が政府に要求したいことは、第一にはマイシンの生産設備資金の確保でございまして、現在マイシンの生産開始にとりまして、その準備にとりまして最大の隘路は、この生産資金が手に入らないということにございまして、設備資金確保の見通しが未だに付いていないということにございまして、すでに致社のマイシン製造工場は業事法の許可を得まして着々と準備を整へておるの

でございするけれども、遺憾ながら本格的生産にまだ着手し得ないような状況に置かれておるのでございまして、勿論論衡算の今日、資金の工面ということとは非常なる苦心を要するところと存じますけれども、私はストレプトマイシンのこの重要性といたしまして、先ず第一の案としましては見返資金の中からこれを融資すべき性質のものであらうと存じます。第二に改善の策としましては、生命保險会社又は興銀等のごとく、長期資金調達を、力を有しておりますところの金融機關の助力を仰ぐべきものであらうと存じます。尙更に市中銀行の理解を増すことも極めて重要でございまして、これらの点につきまして私は政府がこの際マイシンの重要性に思いをいたし、これらの資金調達の途を開くために万全の努力を盡されることをお願いいたしたいのでございまして。

第二には技術の問題でございまして、この点に關しましては、ペニシリから生産技術に對しましてアメリカからフォスター博士が参られまして、非常なる努力をして下さいました。我々は更にこの例に倣ひまして、連合軍から技術顧問を派遣して頂くように努力せねばならないと思ひますが、そのような措置を政府にとつて頂きますと共に、国内における技術の向上並びに交流に對して適切な措置をとつて頂きたいと存じます。尙この機会に私共の要望いたします点は、結核その他疾患撲滅のための完全なる化学薬品の発見発明のために、政府は一段の助成と協力をして頂きたいということにございまして。

第三の問題は、當面の輸入の増大並びに國家買上げの問題でございまして、この点に關しましては、將來の輸入のことも考慮いたしまして、當面は輸入と生産との間にプール組織のような形をとつて頂き、こゝに三年の間は政府が確乎たる保護政策をとつて頂く態度を明らかにして頂きたいと思ひるのであります。これらの点に關しましては、業界においても、しばしば官民懇談会を開きましたけれども、生命保險協会におきまして、興銀におきまして、只今のようなる政府の政策では大事な預金を貸すことはできないという御答弁でございまして、更に大蔵省、安本その他の當局は、厚生省の意向するところはよく分るけれども、結局吉田総理と大蔵大臣の政治力にかかつておるといふような不幸な御答弁でございまして、先年アメリカでは、たつた一人の幼児が井戸の中に落ちましたときに、この貴重な生命を救いましたために全アメリカの世論が沸騰したと言われております。然るに我が國におきましては、命且夕に迫る二十万の患者を前にしまして小田原評議に時を重ねておりますような現状は、どうしても改めて頂きたいと思ひるのでございまして、私共はかかる事態を前にいたしまして、国会議員といたしまして我々の怠慢に思ひをいたしますときに、いつでも立つてもおられないような気がいたしますのであります。本日は遺憾ながら總理並びに大蔵大臣は御欠席でございまして、副總理格たる林厚生大臣が御出席になつておられますか、どうか林厚生大臣の一段の御努力によりまして、ストレプトマイシンの生産につきましては、その生産條件の確保につきまして合理的な必要期間の育成策につきまして、はつきりした態度を明言せられ、設備資金の確保と將來の生産條件の確保、生産を直ちに開始し得るような適切な經濟政策を即刻とられることを言明して頂きたいと思ひるのでございまして。

私は前国会並びに予算委員会におきまして、一応厚生省御當局に對しましてこの点御注意を促しました。そのときの政府の御答弁がラジオで放送されました、各方面から致十通の結核患者の方々の悲痛なる歎願のお手紙を貰ひました。科学の恩恵がすでに手の届く所に來ておりながら、むなしく死を待つておられますところの致十通の結核患者のことを考えますと、又そのうちに明日の命を知らぬ腸結核、喉頭結核といふ、最も苦しい、最も伝染力の強い不幸な人達があることを考えますと、一刻も早く政府當局として統一した政策を確立し、実施をして頂くことをお願いしたのであります。私自身、一昨年秋過労のため略血いたしました、只今は毎週一回氣胸をしながら入院をしております患者の一人でございまして、従いまして私は今後結核對策の議員連盟を皆様と共に結成し、更に努力を続け、厚生省當局を助けて、結核撲滅のため努力する決意でございまして、どうか厚生大臣におきまして問題の重要性を認識され、總理並びに大蔵大臣の完全なる了解を得まして、内閣打つて一丸とした政治力を以ちまして、この解決のため御努力あらんことをお願いする次第でございまして、尙、

本日大蔵大臣並びに吉田総理が御欠席でございますので、私から質問書の要旨をお届けいたして置きました。従いましてそれらを基といたしまして、政府における統一した施策をお示し下さることをお願いいたしましたので、本日の緊急質問といたした次第でございます。(拍手)

(国務大臣林義朗君答覆、拍手)
○国務大臣(林義朗君) 梶足議員にお答えいたします。

只今梶足議員からの御説明のありましたように、我が国におきまして現在の結核患者というものは約百五十万を超えておられると考えておりました。只今おつしやつた通りであります。一度結核にかかつた場合においては、本人の失業、貧困その他精神的にも又物質的にも苦痛のありますことは勿論のごとであります。この病気が長期を要する慢性疾病であるという特質から、最悪の場合には家庭を破壊をいたします。健全な社会生活を阻害し、実質的に国家社会に與へます経済的の損失というものは非常に大きいものと考えておるわけでありませぬ。又結核のため生産能力の低下並びに療養費等の損失につきましては、お説の通りに年間約一千億を超えることと考えておるわけでありませぬ。つきましては、結核対策が公衆衛生対策上最も重要な問題であるばかりでなく、社会政策上の点から鑑みましても、又経済復興対策の見地から見ましても、極めて重要な問題であるとして考えておるわけでありませぬ。従つてこの治療の策といたしまして、幸いにストレプトマイシンの国内生産も先ずその緒に着き得

られるのではなからうかと考えておるわけでありませぬが、これを非常に緊急を要する問題と考へまして種々対策を講じております。尙この生産につきましましては、連合軍艦司令部の非常な好意によりましてその種の菌を譲受けまして、これを目下政府におきましても研究をいたしておりますが、漸くこの工業生産につきまして自信を得ることができましたので、昨年の九月、閣議におきましても、その生産を促すための種々な方策をとるべきものとしたしまして基本方針を定めたわけでありませぬ。その生産を確保することとしたため、特設の考慮を今日拂うこととしたしまして、特に昭和二十五年におきましては、見返資金による設備資金の借入を目下計画をいたしておるわけでありませぬ。これは定めし成功いたして御期待に副い得られると深く信じておるわけでありませぬ。併しながらストレプトマイシンがまだ国内の生産の軌道に乗りますまでは、これを米国の輸入に仰いで参りたいと考えておるわけでありませぬ。つきましては、昭和二十五年において六億三千百万円の買上げの予算を計上いたしまして、輸入品と国産品とを政府において買上げまして、価額をプールいたしまして一般に配給いたす計画を立てておるわけでありませぬ。尙、我が国のストレプトマイシンの必要といたします患者の数は少くとも二十五万人程度であろうかと考えておりますが、今年には国内生産が設備の完成が遅れて参りましたものでござら、約二万人分程度のものができらるに過ぎないような実情にあるかと考へ

ます。従いまして今年度におきましては約三万五千人分のものを輸入を計画いたしました。そして合計のところで約五万人分程度の需要を充たしたいと考えておるわけでありませぬ。尙、生産はベニシリンの技術と大体同様でありますので、今後尙一層技術の向上を図りまして、漸次増産の増産が期待せられておりますが、原料費その他の関係で、昭和二十六年度におきましても輸入品と国産品の価格に大きな開きのある場合は、引続き国家買上げの予算の措置を講じて参りたいと考えておるわけでありませぬ。尙、技術者の問題であります。是非ともベニシリン同様に日本の生産を完全ならしめるがために、目下総司令部に對しましてこれを折衝中でありませぬ。尙、厚生省といたしましては、今後梶足議員のおつしやいましたように、我々も全力を挙げてこれに邁進をいたしたいと考えております。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 内閣総理大臣は病氣のため、大蔵大臣は関係方面に出向いておりますので、両大臣の答弁は他日に留保されたい趣きでございます。

○木下源吾君発言の許可を求む
○議長(佐藤寅次郎君) 木下源吾君。
○木下源吾君 本員はこの際、国鉄裁定控訴に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○小林勝馬君 木下源吾君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤寅次郎君) 木下源吾君の動議に御異議ございませんか。
○議長(佐藤寅次郎君) 御異議ないと認

めます。よつてこれより発言を許します。木下源吾君。
〔木下源吾君答覆、拍手〕
○木下源吾君 私はこの際、国鉄裁定の問題に關しまして政府は控訴したというのでありますので、この機会に憲法を擁護するといふ建前、又国鉄の運営を良好に向上せしめるといふ両面から、政府に質問をいたしたいと思つておるのであります。

要点は、仲裁委員会の裁定に従わなという、政府の行為は憲法違反である。若し違反でないとするならば、公共企業体の従業員的生活権は何によつて保障せられるか。次は、政府は東京地方裁判所の判決に従つて債務履行のため国鉄に對して団体交渉をなさしむべきである。又理由のない控訴はなすべきではない。これが要点であります。

憲法の違反であるということは、同時にこの問題に關する限りは占領政策に對して従わなという疑いも十分であるのであります。申すまでもなく公共企業体の職員は公共の福祉のために労働を提供いたしておられます。そのために、憲法の十二條、十三條のいわゆる公共福祉に適合するものであり、同時に憲法二十八條の労働の基本権がそれ故にいわゆる制限されておるのであります。併しながら憲法二十五條の国民のいわゆる生存権に關しては全く別の意味を以て扱わなければならぬ。政府の今回の行為は、この罷業権とそれとして仲裁制度といふものを分離いたしまして、当然公務員が保護を受ける代りに設けられたこの制度を無視し、この制度の裁定という嚴然たる法律上

の事実を曲げて、そうして公共企業体職員の生存権を脅かしておるのであります。この点がいわゆる憲法に私は違反するものであると、かように解釈いたします。尙且つ政府が違反にあらずとするならば、国家公務員に準ずる公共企業体職員的生活権を一体何によつて保障することができらるか。保障しようとしておるか。政府は国鉄裁定の問題を甚だ非民主的に解釈しておる。国有鉄道が只今の公共企業体になつたといふことの重大な理由の一つは、国有鉄道が強い自主権を持つことによつて民主化への方向を示したものであります。鉄道大臣はこれが監督の地位にあるべきが、大蔵大臣は又予算上に対する権限を持つておると称しますけれども、政府はこの監督の権限を従来のような非民主的な、一方的な権限と解釋することは、根本において過ちであると私は考へる。今回の裁定の中にありませぬところの予算上、資金上支出可能な部分と不可能な部分との限界を政府は曖昧にし、全くこれを模倣の中に葬り去らんとしておりますけれども、国鉄の自主性を尊重するといふ建前からこれを見るならば、国会の権限に屬する問題と国鉄の自主的に解決すべき問題とは明瞭な限界のあることを知らなければならぬ。

次に、政府は去る二月二十五日の東京地方裁判所の仮処分判決に従つて債務履行のために直ちに国鉄に団体交渉をなさしめなければならぬ。申すまでもなく、この仮処分は普通の訴訟と違つては法務総裁もお分りであり、仮処分の判決は直ちに効力の発生しておるのであり、控訴によつてこ

しながら果して言われたような不安定の落着きを現在示しておられますか。どうか。いま日本の情勢がどんな状態になつてゐるかというところの一番よく分るのは、新聞紙上に出ておる専門を熟読することでありませう。その新聞紙上に最近現われております報道は、実に陰鬱であり、虚望と絶望の淵に沈淪しておる人々が多くなつてゐることを明確に示してあります。未だ曾てないような悲惨な生活状態、中には税金の過重のために一家拵げて心中をしておるといふようなことまで報道されておるのであります。一体首相を初め閣僚の諸君が本心に新聞を御覽になつておるかどうかということさえ疑われるのであります。経済の危機におきましても、三月危機といふことを毎日のように諷つており、警鐘を打鳴らし、政府の善処方を要請しておるにも拘わらず、口を開けば大なる楽観主義を大いに国民の前に並べまして、経済政策の方針に警告を発するところの善良なる官吏は首を切られ、国を思ふ誠を披瀝する人々は、ためにする言動だといふふうにあつさり片付けられ、本心の独善振りを発揮しておるのであります。池田大蔵大臣或いは青木安本長官が政府を代表いたしましたして、今日の経済事情がデフレではなくてデイス・インフレであると強く主張されておられますけれども、丁度これは第一次吉田内閣におきまして時の大蔵大臣の石橋湛山氏が、あの僅か一ヶ年間に五倍六倍といふ物価騰貴或いはこれに開通して起きましたインフレ現象を、これはインフレではないと断言されたのと全く好一對の対照を示しておるのであります。

このインフレを収束することは、成る程内閣の使命でもあつたでしょう。併しながらそのインフレ収束に對しては、いわゆるデフレ的不安を醸成しないような方途が講ぜらるべきであつたのであります。然るにも拘わらず、自由党の諸君も現在の状況を称して、やはりデフレであるといふことを言つておられますが、このデフレ政策の改善に對して肝腎な政策を何も持つておられない。この点は只今これから私が申し上げるところの物価の水準を如何に決めるかという点について、何ら国民に政策を現わしてないといふことでも明瞭であります。一体物価といふものは、デイス・インフレの線によつてはどの点に安定させるかといふことを明瞭に国民に現わすべきであつたと思つておられます。即ち最近の状態を見ますと、一部の産業を除きましては、大体現政府の主張される物価低落の方向に向いておるのであります。併しながらその低落の方向に向いておる或る産業においては、單なる低落でなしに、急落であり、企業なる崩壊であり、破綻を來すといふような状況に陥つておられます。これに對しては、やはり相当の技術的なる政府の施策を與へるべきではないのでしようか。この点は幸い青木安本長官がここにおられました。後程お話があるでしょうが、徹底的に国民に對して今の欠陥を如何にして改善するかというところを表現されて頂きたいと思つておられます。凡そ物価は資本主義経済になりますれば、需給のバランスによつていろいろ変動するのは当然であります。生産が上つて物が豊富になつておるのにも拘わらず、これを消費するところの力がなければ下落の方向を辿るのは當り前でありませう。これは我々国会において審議されておられますところの給與ベース改善等にも大きな関連があるものであります。我々国民の生活も、戦後におきましてすでに五年も経過した今日、戦争直後のような耐乏生活と現在の生活といふものは相当変動があつてもいい、向上されてもいいといふのは當り前でありませう。生産が増強されて物が豊富になつた以上は、やはり我々国民生活もそれに従つて消費面の増大を期すといふことも又當然となつて參るのであります。それに対して政府は容易なところの政策をとり、買金ベースは釘付けにするといふ点のみを頭強に死守いたしましたして、力のない、結束力のない産業界、殊に中小企業界がどんなに苦しむとも、これに對して何ら対策を示さないといふのが現内閣の信條ではないのでしようか。一例を挙げますれば、最近鐵雜品だけでも約百七十四億圓といふ消費があるといふことを通産省から発表されておられます。その外の物資も、鐵鋼或いはその他一千三百億圓になん／＼とすると、この巨大な消費が今日各所に散在いたしておるのであります。これが物価低落に大なる拍車をかけておるのであります。その鐵雜品だけの状況を申し上げても、昨年の夏までは、政府が所有していた鐵雜品がどん／＼放出されたならば、国民は喜んでこれを受け、喜んで買つたであらうと思つておられます。併しながらその後情勢が変化いたしましたして、昨年の秋のシヤワブ勧告が出て鐵雜品に對する

ところの消費税四割というものが撤廃されることに決定した、即ち一月になれば税金がなくなるのだから今から高い物を買ふ必要がないといふ心理状態によつて、國民の消費は急激に減退したのであります。減退した上に、更に又今の公団の手持品百七十四億の品物を一等にこの三月一杯を以て売出して、國民に強いて買取らせんといふような政策を現内閣がとつたのであります。併しこのことは賢明なところの關係方面におきましても多少の延長を認めるように政府にも勧告せられるようでありませうが、こゝにどうしようかと、政府は政府自体の都合さえよければどんな政策でも敢えてするといふようなことをやりつづめておられます。こゝの点が現内閣にとつて國民怨望の的となる原因であります。④が外されまして自由になつたといひましたしても、生産面と消費面の間の摩擦の緩和をできるだけ行つて行くべき一つの計画がやはり必要であると思つておられます。現内閣は自由主義経済に徹してあり、統制経済を外すといふことについて汲々としておられる、その外す方策について何ら考へておられないといふことは、日本産業のために実に不幸である。而も日本再建のために最も肝要であるところの輸出産業がこのため阻害されておる事實を政府においては何と見ておるのであります。日本の製品は買ふ後から後から値下りをするから恐ろしくして後は買えないといふようなことを言つており、輸出減退の大きな原動力となつておるの

であります。いわゆる政府みずからダンピング競争の一員となつておるといふようなことが、日本の再建、貿易進展に大きな阻害となつておることが言われておるのであります。こゝの点に關しては、安本長官として如何なる対策をお持ちになるか、明確にせられたいのであります。更に又物価といふものはどの程度まで止めるかという大局からのみでなく、その物価のうちにもいろいろな品種がある。例えば價格補給金を外した物資、いわゆる安定物資といふようなものについては、價格補給金を外したがために却つて二割或いは三割値上りがあつたものもあつた。更に又主食等におきましても、農民のために米価の引上げといふようなことも国会において行われ、多少の高騰を示しておるものもあるのであります。併し一般全体を平均いたしましたして物価が下落しておるといふ現象は、即ちこれらの多少高騰したものを除いてその残りといふものは大幅に下落の歩調を示しておる。こゝの点が現内閣に對して日本の経済界の内容が好転することは困難であります。従つて安定本部長官が予算委員会等に示されました國民所得三兆二千億といふものが果して取り得るかどうかといふことを一應検討願いたい。恐らくこれは昭和二十五年度においては大幅に削減されてしまふような時期が來るのではないかと、こゝの点について、現政府が予算面に現わしたところの方策と實際経済社会面に現われておる現象を如何にマッチさせるかといふことを御回答願いたいと思つておられます。又只今出席されておられますけれども、

このインフレを収束することは、成る程内閣の使命でもあつたでしょう。併しながらそのインフレ収束に對しては、いわゆるデフレ的不安を醸成しないような方途が講ぜらるべきであつたのであります。然るにも拘わらず、自由党の諸君も現在の状況を称して、やはりデフレであるといふことを言つておられますが、このデフレ政策の改善に對して肝腎な政策を何も持つておられない。この点は只今これから私が申し上げるところの物価の水準を如何に決めるかという点について、何ら国民に政策を現わしてないといふことでも明瞭であります。一体物価といふものは、デイス・インフレの線によつてはどの点に安定させるかといふことを明瞭に国民に現わすべきであつたと思つておられます。即ち最近の状態を見ますと、一部の産業を除きましては、大体現政府の主張される物価低落の方向に向いておるのであります。併しながらその低落の方向に向いておる或る産業においては、單なる低落でなしに、急落であり、企業なる崩壊であり、破綻を來すといふような状況に陥つておられます。これに對しては、やはり相当の技術的なる政府の施策を與へるべきではないのでしようか。この点は幸い青木安本長官がここにおられました。後程お話があるでしょうが、徹底的に國民に對して今の欠陥を如何にして改善するかというところを表現されて頂きたいと思つておられます。凡そ物価は資本主義経済になりますれば、需給のバランスによつていろいろ変動するのは当然であります。生産が上つて物が豊富になつておるのにも拘わらず、これを消費するところの力がなければ下落の方向を辿るのは當り前でありませう。これは我々国会において審議されておられますところの給與ベース改善等にも大きな関連があるものであります。我々國民の生活も、戦後におきましてすでに五年も経過した今日、戦争直後のような耐乏生活と現在の生活といふものは相当変動があつてもいい、向上されてもいいといふのは當り前でありませう。生産が増強されて物が豊富になつた以上は、やはり我々国民生活もそれに従つて消費面の増大を期すといふことも又當然となつて參るのであります。それに対して政府は容易なところの政策をとり、買金ベースは釘付けにするといふ点のみを頭強に死守いたしましたして、力のない、結束力のない産業界、殊に中小企業界がどんなに苦しむとも、これに對して何ら対策を示さないといふのが現内閣の信條ではないのでしようか。一例を挙げますれば、最近鐵雜品だけでも約百七十四億圓といふ消費があるといふことを通産省から発表されておられます。その外の物資も、鐵鋼或いはその他一千三百億圓になん／＼とすると、この巨大な消費が今日各所に散在いたしておるのであります。これが物価低落に大なる拍車をかけておるのであります。その鐵雜品だけの状況を申し上げても、昨年の夏までは、政府が所有していた鐵雜品がどん／＼放出されたならば、國民は喜んでこれを受け、喜んで買つたであらうと思つておられます。併しながらその後情勢が変化いたしましたして、昨年の秋のシヤワブ勧告が出て鐵雜品に對する

ども、労働大臣といたしましても、企業の合理化によるところの産業の発展ということにより或る程度の失業者が出ることは、これは止むを得ないといふふうな話をされております。併しなから物価の大暴落、急激なる暴落によるところの破綻或いは破産者の出現といふようなことにより、そういう産業の配下にあるところの人々が、大きな人員が失業するということは全然考えておられないようであります。こういう点につきまして、今後労働大臣といたしまして、現内閣のとられる政策と相矛盾しておる点を如何に解決するかというところをお尋ねしたいと思います。又大蔵大臣といたしましても、物価の思わざる値下りによるところの経済破綻が若しあつたとすれば、それによつて影響するところのものは直接金融面に響いて来るのが当然であります。今金融界におきましては、大資本だけに對して相當の融資をしておるのではな

いかと一般大衆より非難的となつておりますが、全く今日物価の動きを見ましても、大資本系統、大企業系統におきましては余り低落しておらない。割合に堅実な歩調をとり、いわゆる中小企業者のみが今日物価低落の犠牲となつて、金詰り或いは資金の不足ということを心から味わつておるといふような状況になつております。こういう点につきまして如何に大蔵大臣が処理されるかということをお尋ねいたします。思ふのであります。本日は出席されておられませんけれども、実は計画的の全然ない自由放任主義経済に徹底せる現内閣にどういふ質問をするのは或いは間違つておるのかも知れないけれど

も、併しながら対策ということにつきましても、一言國民に挨拶せられるのが至当であると思ひまして、緊急質問をいたした次第であります。(拍手)

〔國務大臣青木孝義君登壇、拍手〕

○國務大臣(青木孝義君) 只今の油井議員の御質問の、特に物価に関する問題についてお答えを申し上げます。

油井議員は、物価の不均衡の是正と最近の物価下落の傾向に対する政府の考え方はどうかという御質問であると存じます。おの／＼の商品の価格は相互に均衡を得ていなければならぬのであります。公定価格制度の下におきましては、自由経済下におきまると同様な均衡を保つことが実行の上で困難な場合があるのをご存じます。併しながら最近の需給状況の緩和しております商品につきましても、漸次均衡を回復しておりますから、各商品間の価格の不均衡は是正されて行くものと考へております。今後均衡の存続するもので均衡を得ていないもの、例えて申しますれば電気料金であるとか家賃等のごときものにつきましては、今後の需給状況の動向とその他の事情を勘案いたしまして、漸次是正して行く方針でございます。

次に最近の物価下落の傾向に對しましては、物価当局といたしましては、最近における各種商品の需給状況の緩和の实情に鑑みまして、漸次均衡を廃止して行く方針であります。一部の物資が滞貨処理とか或いは金詰り等の理由で不当に下落しておるものがあります

けれども、これらに對しましては、突情に即して金融面その他の措置を講じて参りたい所存でございます。お答えを申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣、大蔵大臣兼通商産業大臣及び労働大臣は後日答弁の趣きを申し上げます。

〔淺岡信夫君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 淺岡信夫君。

○淺岡信夫君 本員はこの際、徳田書記長のソ連に對する要請に關して緊急質問をするの動議を提出いたします。

○早川一君 淺岡君の只今の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 淺岡君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。淺岡信夫君。

〔淺岡信夫君登壇、拍手〕

○淺岡信夫君 私は自由党を代表いたします。総理大臣並びに法務總長に質問をいたしたいと思います。

昨年の十二月二十一日、許されて對日理事會を傍聴いたしました。その後第百八回までの對日理事會の大半を傍聴いたしましたのでございますが、去る三月一日の第百八回の對日理事會を傍聴いたしました折、事務局からそのシールド議長の説明書を手交されたのであります。私はこの説明書を本院で朗讀いたします前に、昨年十二月二十一日の第百二回のシールド議長とその結論を讀みたいと思ひます。議長に特に

許しを頂きます。この百二回の説明書を速記録に載せて頂きたいと思ひます。この末尾に、

「併しながら、如何に推測を違しくしても、ソ連が抑留されている日本人捕虜の氏名、所在について聊かの情報も提供せず、死亡者に関する如何なる形式の基本統計も示さない怠慢、拒否、無能力を正当化する根拠は見当らない。

ソ連当局が、收容中の不幸な日本人が何人、どこにいて、そしてどうなつたかを知らないことがあり得るであろうか。ソ連政府は、收容所には收容者名簿も人員表も死亡者記録もなかつたといふことを我々に信ぜよといふのであろうか。

私は今ソ連代表に對し、これらの簡單で最も重要な問題に對し、ソ連代表が回答すべきことを重ねて要請する義務を持つものである。マツカーサー元帥、總司令部、日本全國民のみならず、全世界の文明人はこの事実を知りたがっている。

又私は對日理事會の全代表に對し、全代表が連合軍最高司令部マツカーサー元帥及び總司令部を援助し、懸案の日本人引揚問題の真相を暴露し、我々の前に蔽われている秘密のヴェールを取除くため協力され、その結果、抑留中ソ連領で死亡した日本人の捕虜並びに一般抑留の數と氏名をはつきり知り、現在尙ソ連に残されている日本人の引揚促進のためあらゆる協力和支持を與えられんことを要請するものである。」

更に第百八回の説明書を參議院の外部に對して訳したものであります。

極東司令部参謀外局発表
一九五〇年三月一日
〔もつと大きい声でやれ〕と呼ぶ者あり

一九五〇年三月一日開催第百八回會議席上における連合國對日理事會議議長米國代表ウィリアム・J・シールド氏の聲明

本理事會理事諸君は一九四九年十二月二十一日の第百二回理事會會議における私の聲明を想起せらるることと思ふ。右聲明において、私はソヴィエト連邦当局が日本人捕虜を共產主義者に転向せしめんとして実施せる組織的政治教育に關する日本人掃蕩者よりの多数の報告を總司令部が受領したる旨に言及した。この点に關し日本人捕虜に引揚者撰択を決定要件として共產主義を受容するの止むなきに至らしめんとするソ連の意圖については、もはや聊かも疑いの余地なき程多くの証拠が得られ、引揚者問題中、この点に關してはこれ以上触れる必要を感じない。

併し私は當理事會が去る二月二十三日參議院在外同胞引揚に關する委員會に持出された重大な訴えを看過してはならないと信ずる。同委員會において、最近の引揚者二名が、一九四九年九月十五日第九九地区(カラカソフ)第九收容所にて赤軍の一將校が一群の日本捕虜に對し、日本共產黨書記長徳田球一がソ連官憲へ日本人捕虜の反動的なる者は盡くソ連内に留め、共產主義に転向せる者のみを掃蕩せしめられたとの要求を書面を以て申込んで来ていると

語つた旨の証言をしてるのである。二月二十三日、参議院在外同胞引揚に関する委員会において行われたこの証言の外に、私は去月ソ連より帰還せる四十四名の日本人より口供書を受けている。これらの四十四名の帰還者は誓言の下に次の事項を証言した。それは一九四九年九月十五日、赤軍の政治部将校の一人がカラカンダ地区の第九收容所に收容されて来た帰還者に、曾て日本の警察又は憲兵隊に勤務したことのある捕虜若しくは一般人でいわゆる反動的の者は盡くソ連内に無期限に抑留し、共産主義を完全に身につけた者のみが日本へ帰還せられる機会を持ち得るのであると語つたということである。更にこれら四十四名の帰還者は、カラカンダ收容所における赤軍のその政治部将校が、日本共産党徳田書記長からソ連官憲へ書面を以て、ソ連政府は日本人捕虜に關した前記のごとき取扱をなすよう、特に要求して来ていると語つた旨証言している。

記録として本員はこれらの口供書致通の英文訳を発表する。

供述書

京都府舞鶴市 一九五〇年二月十四日
私は、私の良心に従い、何事も附加せず、又何事も隠さず真実を申立てることを確言する。私は自分の意

思によつて次のことを宣言する。

一九四九年九月十五日、ソ連邦カラカンダ地区第九收容所において、捕虜收容所政治部ヒラトフ少尉が該收容所長心得マツセルスキー(音訳)立会の下に、日本人通訳官を通して左記の声明をなせしことを私の良心に基き誓言します。

「我々は日本共産党徳田書記長より、共産黨員ならざるものは何人とも帰還せざるようとの申入れを受けている。よつて反動的の者は一人も帰還せしめることはできない。お前達は皆直ちに入党するが得策であらう。」
この供述は一葉に書かれ、威圧の下に作られたものではありません。
全文終り

署名 松尾茂雄(音訳)印

証人

歩兵少佐 P.B.マウントジョイ署

名

CM中尉 A.T.ヴォロナキス署名

供述書

京都府舞鶴市
私は、私の良心に従い、何事も附加せず、又何事も隠さず、真実を申立てることを確言する。私は自分の意思によつて次のことを誓言する。
一九四九年九月十五日午前十一時頃、ダシケントより新たに到着せる我々の部隊凡そ三百名は、九九地区第九收容所の倶楽部へ冬期準備のため集合を命ぜられた。この集

合は小收容所政治部将校(カン通訳 随伴)及び小收容所代理司令官が召集したのである。この集合においてミネタ(日本人捕虜)は「我々は帰還に關するソ連声明にある九万五千人中に含まれてはいるか、いないか」と聞いた。これに対し……

○議長(佐藤尚武君) 淺岡君、文書の引用の朗読は簡単に願います。

○淺岡(夫君) 只今議長から御注意がございましたので、こうした引例が四つ出ておりますが、速記録に記載せられて頂くことにいたしました。結論を讀みます。

私はこれらの口供書に盛られた非難評価は困難なことであると告白せざるを得ない。これらの口供書は、それに包含する日本共産党の書記長とソ連官憲との直接關係を示すものであつて、重大な事犯であり、それによつて前者はみずから数千の同胞日本人の生命に対する独裁者たる地位に置いたのである。今日の會議にソ連委員が出席しておられるならば恐らく本件に關し何言かの発言があり、それが本件の適切な見通しに便宜が與えられたことと思惟するが故に、本日同委員の欠席は頗る遺憾とするところである。勿論本件に關しては、日本共産党側においてもこの声明を讀まれたならば、本件事実の否定、強烈なる否定があることと

思われる。併し單なる否定は、ただ同胞の帰還を促進せしむる助けとならんと目的を以て其の事情を供述せる四十四名の眞摯なる人々が誓言してなせる供述書を拭い消すことはむずかしい。私は繰返し言おう。本件の訴えは重大である。これに加えられたる汚点は單なる否定を以て消し去ることはできぬ。かかる汚点は、恐らく、本會議において先に掲げられ、且つ米國及び濠洲政府によりそれ／＼賛成のあつた帰還問題に關するソ連地域内の公正なる調査をなすという提案を受諾することにより除かれることと思われる。ソ連地域におけるかかる調査が行われるまでは、本件の訴えが打消され難く、且つ十分なる証拠を有し、それが少くともソ連の捕虜送還を完遂し能わざる一つの素因の説明となつていと私には思われるのである。

(質問は何か「一体」「着意して聞け」と呼ぶ者あり) やかましい。シーボルト議長はこの声明に對しまして、英連邦代表ホジソン大使は、若し日本共産党書記長徳田球一氏が日本人捕虜で共産主義化されたい者は送還しないよりの要請をソ連当局に送つたことが真実であれば、徳田は祖國を裏切る者であると共に、重大な犯罪を犯したことになる。私は總司令官が日本政府に對し断平徳田を処置するより命ずることを望むと発言し、議長は對日理事會米代表として總司令官にその旨進言すると答えた。その際間の議場というものは誠に緊張そのものでありました。その後この問題に對しまして共産党或いは徳田書記長自身からいろいろと弁明もありましたが、その弁明の前に、先ず曾ての共産党の同志でありその指導者であつた三田村四郎君が何と語つておるか。共産党よ、本音吐け。赤化しない日本人捕虜は送還しないようにと日本共産党徳田書記長は言つている。これに對して三田村四郎君は、十分あり得ることだ、又共産党としては、それが何が悪いと聞き直るべきである、こう言つておる。彼らの理論からいつて、共産主義信奉者以外はすべて敵である筈だ。終戦直後、大連で組織された労組の委員長石堂清倫氏(現日本共産黨員)が引揚促進を唱へた日本人を反動分子として摘発し、シベリアに送つた事実、引揚を許されるため共産黨員になり、上陸するや赤旗を捨てた幾多引揚者の例などを挙げておる。で、これらを思い考へまするときに、その結論において、こうしたことを又三田村氏は言つておる。日本社会党が同志的立場でイギリス労働党にメッセージを送ると同じように、日本共産党がソ連の同志に、反動を叩き潰せと書面を送つても不思議はない筈だ、

これを同胞に対する、祖国に対する、人類に対する犯罪だと見るのは、共産主義者の世界観ではない、かく言つておるのであります。こうしたときに、たま／＼カラカンド地区の問題のみならず、他の地区にも、二十四年九月の政令、イズベストコツヤ地区ザルガルの分所で、徳田要請の新証明が上村宗平氏によつて参議院に送られておる。又三月四日には小俣忠男という最近引揚げて来た人が、沿海州十三地区政治部長チーベル大尉が共産党から言つて来ておると、三輪通訳によつて、これと同様なことを言つておるといふことを参議院に申して来ておるのであります。こうした外地の問題は、今後少くとも委員会において或いは国会において取上げられることとあります。又政府においてもこの問題を曾て法務総裁或いは増田官房長官も言明いたしておられますが、私の関かんとするところの問題は更に国内に起つたところの問題であります。

昨年の七月二十五日に告訴状がこの二月の二十日の問題から発せられておる。告訴状
日本共産党代議士徳田球一は昭和二十四年二月二十日秋田市記念館にて公開演説を行いし際に、ポツダム條令趣旨背馳の主張と占領政策の非難と考えられる言辭があり、又同野坂参三は昭和二十四年六月二十九日

同所にて公開演説をしたる節、占領政策違背の主張があり、共に人心擾乱甚しきに付、何卒御取調の上処罰下され、法を明らかにせられ度、御願ひ申し上げます。
昭和二十四年七月二十五日
本籍 秋田県雄勝郡内町下院内
現住所 秋田市公園前敬愛学園内
職業 秋田南高等学校助教諭
敬愛学園講師
高橋 彌太郎
明治四十四年三月十一日生
秋田検察庁検事殿

以上の告訴状が出ておりました、更にその内容が詳しく書いてあるのではありませんが、時間がないので省略いたします。で、更に陳情書がこの参議院に提出されておる。
此の度ソ連引揚船高砂丸の日の丸組より徳田球一氏がソ連へ「日本人帰還を急ぐ必要がなくソ連と協力させて欲しい」と申し入れた事実が報じられ、御院にて同氏喚問との新聞記事あるに鑑み、小生が昨年、徳田、野坂両氏を秋田市にて告発し未解決なる件を申し上げ、併せて御査問願ひたく陳情に及びます。
こうした問題で詳細に掲げてあるのではありませんが、これは速記録に一応載せさせていただきます。この問題に對しまして、秋田市の秋田警察署長より、

この問題の調査書が送られて来ておりまして、五名の証人の方々から供述書が出ておりますが、大体この告訴状の内容に近いことを証言しておるのであります。そこで秋田市におけるその証言の内容を二二読んで見ますと、
徳田氏は引揚問題の質問に何ら触れることなく、講演を続けて、終り頃になつてから先程の質問に對してお答えすると言つて、次のような答弁をされました。
徳田氏の答弁
ソ連は日本から船を寄越せばいつでもこれを船す用意をしておる。日本政府は国内の食糧事情が困るからと言つて余り船を送つていない現状である云々。

秋田市における三千の聴衆を前にして、「ソ連引揚の遅延するは」、「質問に入れ」と呼ぶ者あり「質問に入る……」
○議長(佐藤尚武君) 時間が無いので……
○淺岡信夫君(議) 「ソ連の要求通りマ司令部並びに日本政府が船を運ばないからであつて、ソ連の責任ではない。又日本は将来ソ連の世話になる國に決まつておるから、今はソ連から引揚を急がず、五ヶ年計画に協力すべきだ」と説いた。こうした事実を法務総裁は知つておられるかどうか。この告訴状の出たことを知つておられるかどうか。これが第一点であります。更に

この計画に協力すべきだと説いた。こうした声は各地に聞く声だ。これが一家の支柱を失つた全国百数十万留守家族を不安と悲観のどん底に陥れ、マツカーサー司令部のたゞ／＼の配給の公式発表がされた事実と相反する言辭を弄したことは証言も甚だしい。占領下の日本として断じて許せぬ問題であります。更に前記に述べたるソ連の五ヶ年計画に協力し引揚を延期すべきだと説得したことは、今次の高砂丸引揚者の各証言と併せ考へるとき、今や徳田要請、徳田進言は疑り余地もなく祖国日本を裏切るものであると同時に、重大なる犯罪を犯したことになる。速かに断乎処置すべきであるとの輿論が強いのであります。而もこれは國際的に大きな波紋を起しておることは周知の事実であります。これに對して法務総裁は如何なる処置をとられるか。法務総裁の明快なる御所信を承わりたいのであります。更に總理はこれに對して如何なる方針で臨まれますか。吉田總理大臣の御所見を承わりたいのであります。以上が私の緊急質問であります。(拍手)

〔國務大臣増田俊吉君登壇、拍手〕
○國務大臣(増田俊吉君) 淺岡君にお答えをいたします。
秋田の告訴の出ている話は私も承知をいたしております。さて引揚問題につきましては、今や國を挙げてこれが促進を望んでおりました。連合國總司

令部におかれましてはポツダム宣言の履行といたしまして多大の努力を拂つておられますところでありまして、若し我が國民の中に一人と雖もこの引揚を妨害するような行動に出ずる者がありといたしますれば、それは我が國民の總意を裏切るものでありまして、売國的行動と言わねばならないのであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍手) 政府といたしましてはこれを國民の世論に訴へますと共に、嚴重な取締を勵行する所存でございます。これを以てお答えいたします。
○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は後日答弁の趣きでございます。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第九より第四十までの諸願及び日程第四十一より第五十二までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長中川幸平君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕
〔中川幸平君登壇、拍手〕
○中川幸平君 只今上程せられました諸願陳情四十五件につきまして、建設委員会の審査の結果を報告いたします。

河川に関するものは、天龍川を初め、北上川の岩手県前澤町及び見前村地区、岩手県夏川、宮城県砂押川、福島県杉田川、岐阜県揖斐川及び藪川、岡山県吉井川の上流、支流宮川及び津山市地区、同県梶井川、大分県香匠川、宮崎県大淀川上流支川の改修工事若しくは災害復旧とその国庫補助に関するものであります。

砂防に関するものは、宮城県砂押川、岩手県御山川外五支川、青森県黒崎川及び笹内川の外、岡山県下三十五町村に亘つて砂防工事の施行を要請しております。

利水に関するものといいたしましては、京都府由良川の河水統制、堰堤工事及び山口県木屋川ダム建設工事の再開があり、又昨年数次の台風に襲われた宮崎県の災害復旧事業と九州地方海岸堤防改修工事に対する国庫補助の要請があります。熊本県荒尾市海岸大島川堤防補強復旧工事に関するものは三池炭鉱の採掘によつてその必要が生じたものであります。この種災害の発生防止については関係政府当局において今後嚴重なる措置を本委員会としては強く要望することを特に附加して置きます。

道路改修に関するもののうち、国道は第十号線山形県飽海郡吹浦地区、第三号線宮崎県延岡一富島間、第四号線茨城県古河町一新郷村間及び第二京浜国道の舗装に関するものであり、府県

道は宮崎県都井岬一福島線、山口県島地一鹿野線、京都府京福道路の外、福島県南会津街道、島原半島循環道路、山梨県新倉一奈良田間道路の改修工事の施行であります。北海道では石狩胆振国境の金山トンネルの開鑿及び岩内郡江差岩内線中一部路線変更と開鑿の外、北海道の道路費に対する国費増額の請願であります。

この外、南海震災による被害地区の水道施設及び下水道改修に関するもの、建築士法の制定、奥会津総合開発に関するものがあります。又全国都道府県土木部長協議会からは、被災都市の復興、災害復旧事業の促進及び道路改修費国庫補助増額に関する陳情が提出されております。

以上本委員会においては慎重審議の結果、治山、治水、交通、保健、産業の発達向上を図り、国土の保全開発のため、いずれもこれを採択して内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

ことに決定いたしました。本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後十日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十五分散会

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 兩院法規委員の選挙
一、日程第二 彈劾裁判所裁判員辞任の件
一、彈劾裁判所裁判員の選挙
一、日程第三 海外移住組合法の廃止に関する法律案
一、日程第四 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案
一、日程第五 栄業土法の一部を改正する法律案
一、日程第六 性病予防法等の一部を改正する法律案
一、日程第七 農業災害補償法の一部を改正する法律案
一、日程第八 農業災害補償法第十條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案
一、ストレントマイシンの生産確保に関する緊急質問
一、国鉄裁定控訴に関する緊急質問
一、物価安定対策に関する緊急質問
一、徳田書記長のソ連に対する要請に関する緊急質問

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尙武君
議員
赤木 正雄君 赤澤 與仁君
阿竹繁次郎君 安部 定君
飯田精太郎君 梅原 眞隆君
江藤 哲翁君 岡部 常君
岡本 愛祐君 河井 彌八君
木下 辰雄君 楠見 義男君
來馬 琢道君 西郷吉之助君
佐伯卯四郎君 島村 軍次君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 穂積辰六郎君
堀越 儀郎君 町村 敬貴君
松井 道夫君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山内 卓郎君
山本 勇造君 結城 安次君
小川 友三君 伊藤 保平君
市来 乙彦君 井上なつる君
宇都宮 登君 尾崎 行輝君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 康治君 鎌田 逸郎君
小杉 イ子君 小宮山常吉君
中山 壽彦君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 川村 松助君
小林 英三君 野田 俊作君

波多野林一君 早川 慎一君
久松 定武君 王置 喜章君
水久保滋作君 一松 政二君
松村真一郎君 三島 通陽君
宮城タマヨ君 村上 義一君
田口政五郎君 岡田喜久治君
團 伊能君 島津 忠彦君
岩本 月洲君 池田宇右衛門君
横尾 龍君 中川 以良君
城 義臣君 浅岡 信夫君
小林米三郎君 堀 未治君
西川基五郎君 大島 定吉君
黒田 英雄君 平沼彌太郎君
石坂 豊二君 柴田 政次君
石原幹市郎君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
佐々木鹿藏君 池田七郎兵衛君
尾形六郎兵衛君 入交 太藏君
藤井 新一君 深水 六郎君
平岡 市三君 北村 一男君
田方 進君 伊藤 隆治君
藤森 眞治君 中川 幸平君
橋本萬右衛門君 小林 勝馬君
平野善治郎君 中井 光次君
廣瀬興兵衛君 小串 清一君
山田 佐一君 大隅 憲二君
林屋龜次郎君 門屋 盛一君
大隈 信幸君 油井賢太郎君
木内キヤウ君 深川タマエ君
高橋 啓君 星 一君
木内 四郎君 齋 武雄君
村尾 重雄君 塚本 重藏君
境野 清雄君 岩木 哲夫君

前之園喜一郎君 大島農夫雄君

島 清君 山田 節男君

石川 準吉君 淺井 一郎君

岡田 宗司君 天田 勝正君

吉川末次郎君 羽生 三七君

鬼丸 義齋君 内村 清次君

栗山 良夫君 下條 恭兵君

河野 正夫君 山下 義信君

板野 勝次君 中野 重治君

岩間 正男君 兼岩 傳一君

水橋 藤作君 千葉 信君

木村福八郎君 堀 辰琴君

堀井 伊介君 星野 芳樹君

金子 洋文君 カニ 邦彦君

千田 正君 藤田 芳雄君

伊藤 修君 青山 正一君

森下 政一君 丹羽 五郎君

川上 嘉君 佐々木良作君

中村 正雄君 原 虎一君

梅津 錦一君 若木 勝藏君

三好 始君 米倉 龍也君

三木 治朗君 木下 源吾君

門田 定藏君 河崎 ナツ君

駒井 藤平君 小川 久義君

岩男 仁藏君 岡村文四郎君

國務大臣

法務總裁 殖田 俊吉君

厚生大臣 林 護治君

農林大臣 森 幸太郎君

運輸大臣 大屋 晋三君

國務大臣 青木 孝義君

國務大臣 増田甲子七君

政府委員

賠償政務次官 寺島隆太郎君

賠償庁次官 石黒 四郎君

刑政長官 佐藤 藤佐君

外務政務次官 川村 松助君

厚生技官(公 三木 行治君)

衛生事務官(公 桑衛生局長)

局長事務代理) 星野毅子郎君

運輸事務官(鉄 石井 昭正君)

道監督局固有鉄 道部長)

定價 一部 六円五十銭
送料 夾費

發行所
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 官報課